

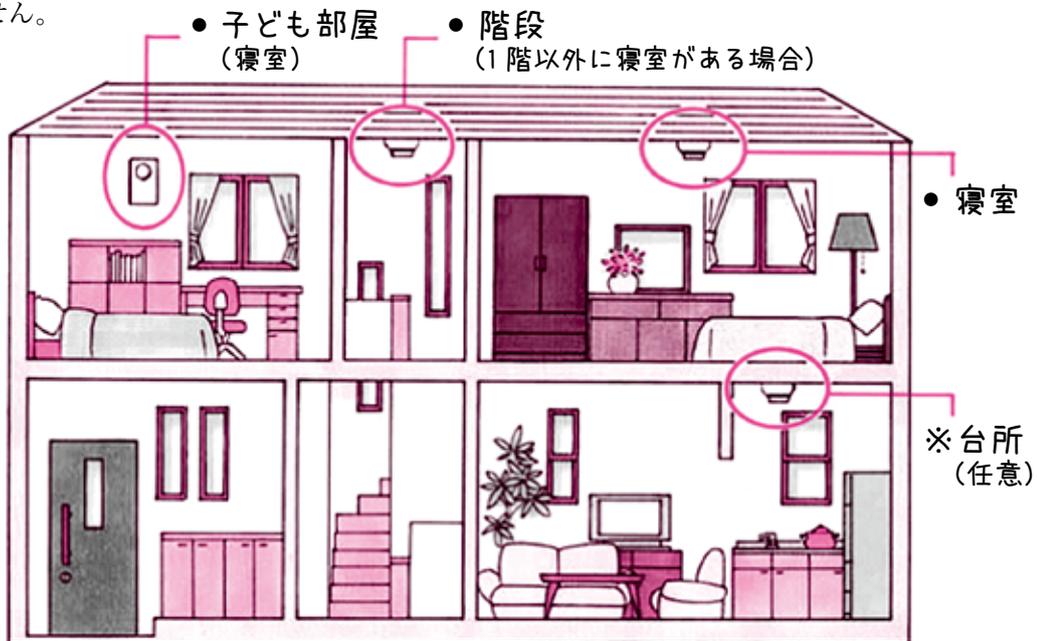
付けましたか？住宅用火災警報器

消防法により、すべての住宅において住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。建物火災での死者の約9割は、住宅火災によって占められ、その約6割強は火災の発生に気が付かず、逃げ遅れによるものが原因となっています。

火災は早期発見が重要です。火災が発生した時、目で煙や炎を見たり、鼻で焦げ臭いにおいを感じたり、耳でぱちぱちという音を聞いたり…と五感によって気付くことがほとんどだと思います。しかし、就寝中や仕切られた部屋で物事に集中している時などは、火災に気付くのが遅れてしまいます。そこで、家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、警報ブザーや音声によって知らせる装置が、住宅用火災警報器です。

Q1 どこに設置すればいいの？

原則、寝室と寝室がある階の階段（寝室が避難階となる階にある場合は除く）には、必ず設置しなければなりません。



Q2 住宅用火災警報器の種類は？

消防法で設置が義務付けられているのは煙を感知する「煙式」タイプの感知器です。



Q3 どこで買えるの？

一般のホームセンター、家電量販店、消防設備取扱事業所などで購入することができます。

価格は1台あたり2,000円～6,000円前後です。

※消防署の職員などが訪問販売を行うことはありませんのでご注意ください。

住宅用火災警報器は、あなたや家族の大切な命を守ります。まだ設置されていない方は、早めに設置してください。

■住宅用火災警報器の問い合わせ 消防本部予防課 ☎ 53-1156

消防団員募集中